



令和5年10月作成



垂井町 子育て推進課





1	子ども・子育て支援制度の概要	1
2	認定こども園 通うことができるのはどちらの認定？	2
3	認定区分による違い	3
4	4月入園までの流れ	4
5	年度途中の入園希望について.....	7
6	認定申請・入園申込みに必要な書類等	8
7	利用者負担額と給食費	17
8	垂井町の認定こども園を紹介します	18

1 子ども・子育て支援制度の概要

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

(1) 支給認定

こども園等を利用するには、入園手続きの際に支給認定申請書を提出し、以下の区分のとおり、保育の必要性や年齢に応じた支給認定を受けることが必要になります。

子どもの年齢	家庭の状況	認定区分	保育の必要量	利用できる施設・事業
満3歳以上	教育を希望する場合	1号認定	教育標準時間認定	認定こども園(教育標準時間認定)
満3歳以上	保護者の就労や疾病等により保育を希望する場合	2号認定	保育標準時間認定 保育短時間認定	認定こども園(保育認定)
満3歳未満	保護者の就労や疾病等により保育を希望する場合	3号認定	保育標準時間認定 保育短時間認定	認定こども園(保育認定)

※町内の公立認定こども園(教育標準時間認定)における1号認定は、3歳以上児(年度初日の時点で満3歳以上)が対象です。私立認定こども園(教育標準時間認定)は、満3歳以上が対象です。

満3歳になったとき

3号認定は満3歳に達する日の前日(誕生日の前々日)までとなり、満3歳に達した日から2号認定になります。なお、利用者負担額については、4月1日時点の認定区分(3号認定)でその年度分を算定することとなっています。

保育の必要量

原則的な保育時間は「保育短時間(8時間)」ですが、保護者の就労等保育が必要な時間によって「保育標準時間認定(11時間)」「1ヶ月の就労が120時間以上の場合など」の利用が可能です。保護者の内、就労時間等が短い人の状況を適用します。

(2) 保育を必要とする理由

保育認定を受けての入園は、児童の父母が次の認定事由に該当し、児童の保育ができない場合が対象です。保育認定を受けて利用中でも、要件に該当しなくなったときは保育認定が取り消しとなります。

認定事由	内 容
①労働	家庭の外で日常的に仕事をしている、または、自営業や内職等により自宅で常時仕事をしている場合などで児童の保育ができない場合 ※月60時間以上(目安:1日4時間以上かつ月15日以上)の就労が必要です。 ※年度途中で産休・育休から復職する場合は、入園予約をすることができます。 (予約申込時の空き状況や年齢によって、入園できない場合もあります。)
②妊娠・出産	出産前後であり、児童の保育ができない場合 ※保育認定期間は、産前6週間から産後8週間の期間の属する月まで。
③父母の疾病・障がい	父母が長期にわたる病気、負傷、心身障がいであり児童の保育ができない場合
④同居親族(長期入院含む)の介護・看護	同居親族に長期にわたる病気や心身障がいがあり、常時介護や看護にあたっているため、児童の保育ができない場合
⑤災害復旧	火災や風水害、地震などの災害に遭い、復旧の間、児童の保育ができない場合
⑥求職活動	求職活動により、児童の保育ができない場合 ※入園後、3か月以内に就労し勤務等の証明書の提出が必要です。期限までに勤務等の証明書が提出できない場合は保育認定解除となります。
⑦就学	就学等により児童の保育ができない場合 ※月60時間以上の就学が必要です。
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合

認定区分や保育の必要量等の変更、退園などを希望する場合は、前月20日までに必要な書類等を提出してください。

2 認定こども園(保育認定・教育標準時間認定) 通うことができるのはどちらの認定？

次の質問に答えて、通うことができる認定を確認してみましょう。

1 保護者が、就労、妊娠・出産、介護、健康状態などの理由で、昼間家庭で保育できない。(育児休業中の場合「いいえ」にお進みください。)

はい → 2へ いいえ → 4へ

2 お子さんの年齢は、生後2か月以上ですか？

はい → 3へ いいえ → 家庭で保育

3 仕事が理由の方は、月60時間以上の勤務ですか？(理由が就労以外の方は、「はい」へお進みください。)

はい → 認定こども園(保育認定)

いいえ → 4へ

4 お子さんの年齢は、年度初日時点で満3歳以上ですか？私立園ご希望の方は入園予定時満3歳以上ですか？

はい → 認定こども園(教育標準時間認定)

いいえ → 家庭で保育または一時保育(生後4か月以上児対象、月14日(条件あり)以内)



— 認定こども園について —

認定こども園制度は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」にもとづき、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供するための新たな枠組みとして創設された制度です。

垂井町内の認定こども園は、現在、公立は「保育所型」、私立は「幼保連携型」です。いずれも、教育標準時間認定及び保育認定を受けた児童が入園することができます。

幼保連携型は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設としての機能を果たし、法的性格は「学校かつ児童福祉施設」とされています。保育所型は、認可保育所に幼稚園機能を備えることで認定こども園としての機能を果たし、「児童福祉施設」とされています。

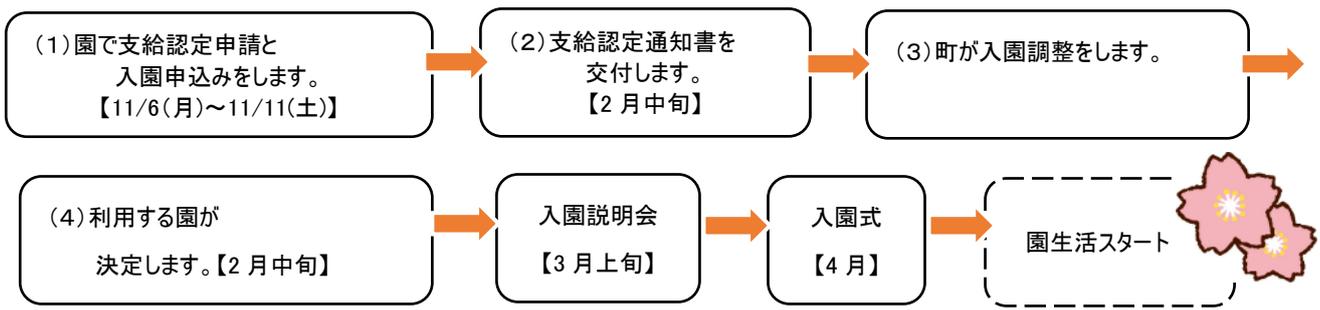
教育・保育の内容は、いずれの施設も、国が定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえて行うこととされています。



3 認定区分による違い

内 容	認定こども園（保育認定）／ 2号・3号認定	認定こども園(教育標準時間認定)／ 1号認定
対 象	<p>就学前のお子さんで、保護者が以下の保育を必要とする事由のいずれかに該当する場合。</p> <p>①就労(月 60 時間以上の就労が必要です。)</p> <p>②妊娠・出産(産前 6 週間から産後 8 週間の属する月まで)</p> <p>③保護者の疾病、障がい</p> <p>④同居している親族(長期入院含む)の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動</p> <p>⑦就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む。月 60 時間以上の就学が必要です。)</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがある場合</p>	<p>【公立】</p> <p>町内に住所を有する平成 30 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日に生まれたお子さん。</p> <p>【私立】</p> <p>入園時満 3 歳以上で就学前のお子さん。</p>
通常保育時間	<p>【公立】</p> <p>月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:00</p> <p>※公立園の土曜日保育は垂井東こども園での共同保育です。</p> <p>【私立】</p> <p>月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:30</p>	<p>【公立】</p> <p>月～金 9:00～14:00</p> <p>※夏休み・冬休み・春休みがあります。(期間は小学校に準じます。)</p> <p>【私立】</p> <p>月～金 9:00～15:30</p> <p>※夏休み・冬休み・春休みがあります。(夏休み:8 月 11 日～19 日、冬休み:12 月 29 日～1 月 6 日、春休み:3 月 25 日～4 月 5 日)</p>
長時間・延長・預かり保育	<p>【公立・私立】</p> <p>最長保育時間内で長時間・延長保育が可能。(延長保育は有料。)</p> <p>※最長保育時間の詳細は20ページをご覧ください。</p>	<p>【公立・私立】</p> <p>最長保育時間内で預かり保育が可能。</p> <p>※最長保育時間の詳細は20ページをご覧ください。</p>
保育料等 (令和3年度の参考月額)	<p>【保育料】</p> <p>3歳未満児 0円～39,800円(主食代を含む)</p> <p>3歳以上児 0円</p> <p>【給食費】</p> <p>3歳未満児 保育料に含まれています。</p> <p>3歳以上児 公立 0円～4,500円(ごはんは持参)</p> <p>私立 0円～4,000円(ごはんは持参)</p> <p>【その他費用】</p> <p>各園で定められた保護者会費、個人使用の保育用品代など</p> <p>ハチスチルドレンズセンターでは教材費(帽子、おたより袋、お誕生カード等)の徴収はありません。</p>	<p>【保育料】</p> <p>0円</p> <p>【給食費】</p> <p>公立 0円～4,000円(ごはんは持参)</p> <p>私立 0円～4,000円(ごはんは持参)</p> <p>【その他費用】</p> <p>各園で定められた保護者会費、個人使用の保育用品代など</p> <p>ハチスチルドレンズセンターでは教材費(帽子、おたより袋、お誕生カード等)の徴収はありません。</p>
通 園	<p>通園区域の指定なし。</p> <p>ハチスチルドレンズセンターは、通園バスあり。</p>	

4 4月入園までの流れ



(1)園で支給認定申請と入園申込みをします。

令和6年度4月入園受付日程

区分		入園希望園 (第1希望の園)	受付場所	日時	
公立	保育所型	垂井こども園	垂井こども園	11月8日(水)	9:30~11:30
		垂井東こども園	垂井東こども園	11月7日(火)	9:30~11:30
		宮代こども園	宮代こども園	11月6日(月)	13:30~15:30
		表佐こども園	表佐こども園	11月7日(火)	13:30~15:30
		府中こども園	府中こども園	11月9日(木)	9:30~11:30
		岩手こども園	岩手こども園	11月8日(水)	13:30~15:30
私立	幼保連携型	ハチスチルドレンズセンター	ハチスチルドレンズセンター	11月10日(金)	13:30~15:30
各園共通 (上記の都合が悪い場合等)			垂井町役場	11月11日(土)	9:00~11:00

当日は必ずお子さまと一緒にお願いします。

簡単な親子面談等を行いますので、万が一、当日お子さまがお越しいただけない場合は、後日面談などを行います。面談では、お子さまの様子やアレルギーの有無などを確認させていただきます。原則、面談で入園の可否を判断するわけではありません。

垂井町に転入予定の方

3月上旬までに住民票を垂井町へ移していただくことを前提に申込みを受付します。

申込み期間を過ぎてしまった場合

4月入園については、上記の受付日程中に申込みいただいた方の入園調整後、定員に空きがある園において、随時申込みを受け付けます。

(2)支給認定通知書を交付します。

基本的には、申請受付日から30日以内に認定結果等をお知らせします。ただし、4月入園の場合は、認定事務および利用調整事務が集中し審査に時間を要すことから、結果は、(4)の入園調整の結果とともに2月中旬頃にお知らせします。

(3)町が入園調整をします。

入園申込者数が定員を超えた場合は、保育認定(2, 3号認定)については、基準指数表及び調整指数表に基づき指数を算出し、指数の高い世帯の児童から順に入園となります。教育標準時間認定(1号認定)については、校区や兄弟姉妹の入園状況から判断し入園調整をします。

□■□ 基準指数表 □■□

区 分		内 容		指 数		
				父	母	
家庭外労働	外 勤	(1)	平均して1日6時間以上かつ月20日以上就労	9	9	
		(2)	その他	7	7	
	自営	中心者	(3)	平均して1日6時間以上かつ月20日以上就労	9	9
			(4)	その他	7	7
	農業	中心者	(5)	就労時間に関わらず一律	7	7
			(6)	平均して1日6時間以上かつ月20日以上就労	9	9
		協力者	(7)	その他	7	7
			(8)	農業が世帯の主たる収入の場合	8	8
			(9)	その他	6	6
家庭内労働	自営	中心者	(10)	平均して1日6時間以上かつ月20日以上就労	9	9
			(11)	その他	6	6
	内 職	協力者	(12)	就労時間に関わらず一律	5	5
			(13)	就労時間に関わらず一律	5	5
妊 娠・出 産		(14)	産前6週、産後8週の属する期間	-	9	
障 が い		(15)	保護者が障がい保育困難(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級程度)	10	10	
		(16)	保護者が障がい保育困難(その他)	7	7	
疾 病		(17)	入院、常時寝ている必要がある	10	10	
		(18)	その他病気療養のため保育困難	7	7	
介護・看護	重 度	(19)	親族の介護等のため保育困難(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護4・5程度)	10	10	
	中 度	(20)	親族の介護等のため保育困難(身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級、要介護3程度)	7	7	
	軽 度	(21)	親族の介護等のため保育困難(その他)	6	6	
災 害 復 旧		(22)	災害で家を失ったり破損したりしたため保育困難	10	10	
求 職 活 動		(23)	就労先を探したい	4	4	
就 学		(24)	学校へ通うため	7	7	
虐 待・DV		(25)	保護者、または児童に虐待やDVのおそれがある場合	9	9	

□■□ 調整指数表 □■□

①ひとり親家庭	10	⑥育児休業明け	2
②生活保護世帯	5	⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	1
③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	6	⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	3
④虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合	5	⑨その他市町村が定める事由	1
⑤子どもが障がいを有する場合	3		

選考は、基準指数表と調整指数表に従い、父母の合計で算出します。

(4)利用する園が決定します。

児童の家庭を中心にして日々保育が必要かどうか、その環境等と保育の認定基準を総合的に判断して入園を決定します。垂井町では、(2)(4)の通知を同時に行います。2月中旬に支給認定通知書と入所承諾書を一緒に送付する予定です。

※ 園の定員に余裕がない場合などは、希望する園へ入園できない場合があります。

※ 必要書類が未提出の場合、入園手続きを終えたことにはなりません。その場合、入園の意思がないものと解釈し、入園できない場合がありますので、ご注意ください。

— アレルギー対応・障がい児保育等について —

○アレルギー対応

アレルギー体質のお子さんの給食は大量調理を行う上で出来る範囲で配慮しますので面談等で各園にご相談ください。

【公立こども園での対応】

・児童環境調査票及び、入園説明会時に提出いただく「食物アレルギーに関する調査表」を基に入園前に園医の健康診断を受けていただきます。その後、かかりつけ医による意見書(生活管理指導表)の提出をしていただきます。

・かかりつけ医による意見書(生活管理指導表)を基に園と面談をおこない、食物アレルギーの対応を確認させていただきます。食物アレルギーの対応は、基本「完全除去」となります。

・食物アレルギーが重度である場合は事前に子育て推進課または各園にご相談ください。入所申請前に園での面談・医師による意見書等の提出等をお願いすることがあります。

・食物アレルギーの対応において、調味料の除去が必要な場合や複雑多岐にわたり、給食での対応が困難な場合には、保護者がその一部またはすべてを持参していただく場合(弁当の持参)もあります。

【私立こども園での対応】

・別メニューでの対応になります。詳細は園へお問い合わせください。

○障がい児保育

【公立園での対応】

集団保育が可能な障がい児の受け入れを行います。園生活が可能かどうかの事前相談をしていただく必要があります。園での面談・医師の意見書等の提出をお願いする場合があります。詳しいことは子育て推進課または各園までお問い合わせください。

○児童発達支援事業所

垂井町には発達についての相談や通所支援を行っている「いずみの園」があります。こども園に通いながら、通所することも可能です。(通所支援を受ける場合は、「通所受給者証」が必要です。)お子さまの発達や子育てに不安を感じたら子育て推進課または各園、いずみの園(22-1953)までお問い合わせください。

入園申込みにあたって、お子さんの成長について心配なこと、気になることがありましたら、お気軽に各園にご相談ください。

5 年度途中の入園希望について

定員に空きがある園においては、入園希望月ごとに随時申込みを受付し、審査のうえ決定します。

受付期間中に空き状況を役場(私立園については施設)に問合せいただき、空きがあれば申込みに必要な書類をお渡します。

必要な書類を全て提出されたことをもって申込完了となりますので、書類一式を整えて、期間内に役場子育て推進課に提出してください。

〈令和6年度 通常受付期間一覧表〉

入園希望月	通常受付期間
5月入園	令和6年3月21日から令和6年4月19日まで
6月入園	令和6年4月22日から令和6年5月20日まで
7月入園	令和6年5月21日から令和6年6月20日まで
8月入園	令和6年6月21日から令和6年7月19日まで
9月入園	令和6年7月22日から令和6年8月20日まで
10月入園	令和6年8月21日から令和6年9月20日まで
11月入園	令和6年9月24日から令和6年10月18日まで
12月入園	令和6年10月21日から令和6年11月20日まで
1月入園	令和6年11月21日から令和6年12月20日まで
2月入園	令和6年12月23日から令和7年1月20日まで
3月入園	令和7年1月21日から令和7年2月20日まで

【産休・育休明け等の入園希望について】

年度途中に産休・育休から復職する人を支援するため、これらに該当する人のこども園入園の予約を下記の期間において受付します。ただし、予約申込時の空き状況により、入園できない場合があります。詳細につきましては、「令和6年度入園予約案内」を子育て推進課窓口にて配布していますので、ご確認ください。

入園希望月	予約受付期間	復職日
5月入園	令和5年12月21日から令和6年3月19日まで	令和6年5月末まで
6月入園	令和6年1月22日から令和6年4月19日まで	令和6年6月末まで
7月入園	令和6年2月21日から令和6年5月20日まで	令和6年7月末まで
8月入園	令和6年3月21日から令和6年6月20日まで	令和6年8月末まで
9月入園	令和6年4月22日から令和6年7月19日まで	令和6年9月末まで
10月入園	令和6年5月21日から令和6年8月20日まで	令和6年10月末まで
11月入園	令和6年6月21日から令和6年9月20日まで	令和6年11月末まで
12月入園	令和6年7月22日から令和6年10月18日まで	令和6年12月末まで
1月入園	令和6年8月21日から令和6年11月20日まで	令和7年1月末まで
2月入園	令和6年9月24日から令和6年12月20日まで	令和7年2月末まで
3月入園	令和6年10月21日から令和7年1月20日まで	令和7年3月末まで

6 認定申請・入園申込みに必要な書類等

※提出書類は消せないボールペンでご記入ください。

※修正テープは使用せず、訂正箇所は、二重線で消してください。

(ア)施設型給付費等支給認定申請書兼入所申込書

(イ)児童環境調査票兼緊急連絡カード

☆(ウ)家族の状況証明書(父母それぞれのもの)

(エ)垂井町収納金口座振替依頼書

(兄弟姉妹のこども園保育料・給食費が既に引落しされている場合は不要)

(ハチスチルドレンズセンターへ入園希望の場合は別様式を提出していただきますので、通帳を園へご持参ください。)

☆(オ)長時間保育・延長保育利用申込書(保育標準時間認定を希望の場合に必要)

(カ)マイナンバー確認に係る書類

(キ)障がい児(者)在宅世帯の場合に必要な書類

(ク)口座振替をする通帳の銀行印

※ 二人以上の児童が同時に入園する場合、(ウ)～(キ)の書類は各1部で結構です。(ア)(イ)は児童一人につき1部必要です。

※ ☆マークのついている書類は保育認定の方のみ提出をお願いします。

必要書類が未提出の場合、入園手続きを終えたことにはなりません。その場合、入園の意思がないものと解釈し、入園できない場合がありますので、ご注意ください。



必要書類記入例等

(ア) 施設型給付費等支給認定申請書兼入所申込書 記入例

黒いボールペン等ではっきり書いてください。消えるペンや修正テープは使用できません。訂正箇所は、二重線で消してください。

施設型給付費等支給認定申請書兼入所申込書

令和6年度
4 歳児
1号・2,3号

保護者は垂井町に住所がある家計の主宰者となります。

入園日時時点の住所。垂井町でない場合は、原則、入園できません。

4月1日時点の年齢を記入

書類提出日を記入

氏名	たらい じろう 垂井 二郎	現住所	垂井町 宮代2957番地の11
年1月1日現在の住所	父 (1) 上記と同じ 2 その他 () 母 1 上記と同じ 2 その他 (●●県××市999) 上記2の場合、転入日(予定日) R6年 2月 5日 転入済み(転入予定)	電話番号	(自宅) 22-××××× (携帯) 父:090-****-*** (携帯) 母:080-****-****

氏名	たらい たらう 垂井 太郎	生年月日	平成31年 (●▲×□●)
保育の希望の有無	1 有(保育認定希望の場合等) 2 無(教育標準時間認定希望の場合等)	障がい者	1 有 (2) 無

4~8月入園の場合は R5.1.1 時点、9~3月入園の場合は R6.1.1 時点の住所を記入。

□ 支給認定証の交付を申請する場合は、チェックしてください。申請しない場合は、支給認定通知書を交付します。

① 利用を希望する期間・希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	R6年 4月 1日 から 小学校就学前まで
希望利用時間	利用曜日: 月・火・水・木・金・土 利用時間: 【月~金】 8時 30分 から 16時 30分まで 【土】 8時 30分 から 12時 30分まで
利用を希望する施設(事業者)名・希望理由	第1希望 垂井こども園 (希望理由) 兄が入園しているため 第2希望 垂井東こども園 (希望理由) 自宅から距離が近い 第3希望 宮代こども園 (希望理由) ●●なため

② 保育の利用を必要とする理由 (「保育の希望の有無」に「有」の場合は、下記)

※保育の希望「有」の場合は、下記

父	1-1	母	1-1
1-1 就労(家庭外労働) 1-2 就労(家庭内労働) 2 妊娠・出産 3 疾病 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待・DV 9 その他			

希望する利用時間に○を付けてください。

希望する保育最長時間を記入

わかる範囲で記入

③ 世帯の状況等

区分	氏名	続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	市町村民税課税の有無	同居・別居	個人番号
児童	たらい じろう 垂井 二郎	父	S58・7・15	男・女	会社員	有・無	同居・別居	●▲×□●▲×□●
	たらい きょうこ 垂井 京子	母	S57・5・10	男・女	パート	有・無	同居・別居	●▲▲×□●▲×□●
	たらい ちかお 祖父	S20・8・11	男・女	会社員	有・無	同居・別居	●▲×□□●▲×□●	

学業等の理由で世帯を別している児童がいる場合は、その児童も世帯員としてください。その際「別居」に○を付けてください。

該当する状況にチェック及び記入。

療育手帳をお持ちの場合は手帳の写しを添付してください。

家族の状況欄に記入がない場合は、保育料の減免対象となりません。該当する状況がある場合は必ず記入してください。

記入上の注意

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ垂井町役場(施設(事業者))を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設)に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「申請に係る児童名」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。
- 3 ①「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設(事業者)の利用を希望する期間を記入してください。(「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。)
- 4 ①「利用を希望する施設(事業者)名」の欄は、希望する順位に従い施設(事業者)名を記入し、また、その施設(事業者)を希望する理由(例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育(預かり保育)を実施しているため、距離が近い等)を記入してください。
- 5 ②「保育の利用を必要とする理由」の欄は、「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください。
- 6 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1)就労(家庭外労働)	児童の保護者が家庭の外で日常的に仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
(2)妊娠・出産	児童の保護者が家庭で日常的に家事以外の仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
(3)疾病・障がい	児童の保護者が長期にわたる病気にかかっている、もしくは負傷、または心身に障がいがあり、その児童の保育ができない場合
(4)介護・看護	児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいがある人がいるため、保護者がいつもその看護にあたり、その児童の保育ができない場合
(5)災害復旧	火災や風水害、地震などの災害に遭い、復旧までの間、その児童の保育ができない場合
(6)求職活動	保護者が求職活動をする場合
(7)就学	児童の保護者が就学している場合
(8)虐待・DV	保護者、または児童に虐待やDVのおそれがある場合

- 7 ②「保育の利用を必要とする理由」の欄は、両親及び同居している両親以外の同居している親族等ごとに、児童を保育できない理由を6の表(1)～(8)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当するいずれかの番号を()に記入してください。なお、(1)～(8)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合(親のいない家庭など)は「9」を記入し、内容を()内に記入してください。
- 8 ③「児童の世帯員」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親(同居・別居の別を「備考」に記入してください。)及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」欄は該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費に記入してください。表面で記入した保護者(家計の主宰者)が書類提出にお越しいただけない場合は、委任状欄に保護者が記入していただき、代理人が書類提出にお越しください。
ex.お父さんが家計の主宰者である場合で、お母さんが書類提出にお越しいただく場合など、記入が必要です。
- 9 ③「家庭の状況(留意事項)」の欄は、支給認定(保育・保育の実施基準)希望者が多数・保育の実施基準がありますから、
- 10 1か月の就労時間
- 11 求職活動中については、保育短時間となります。

請求者		請求者		請求者		受付者印
町処理欄	① 番号確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	② 来庁者	<input type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> 申請者の場合④は不要	記入不要
		<input type="checkbox"/> 通知カード		<input type="checkbox"/> 配偶者		
		<input type="checkbox"/> ()		<input type="checkbox"/> その他		
		<input type="checkbox"/> 記載なし ※記載なしの場合		続柄: 氏名		
	③④は不要			<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証	
				<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 請求者の運転免許証	
				<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	

【委任状】
 委任者氏名 垂井 二郎 ※自署
 下記の者を代理人と定め、次のこども園入園に係る一切の権限を委任します。 令和5年 11月 8日
 代理人氏名 垂井 京子 委任者との関係 妻

(イ) 児童環境調査票兼緊急連絡カード 記入例

※住所・家族構成は書類提出日現在、満年齢は令和6年4月1日現在で記入してください。

1号・2,3号

令和6年度 児童環境調査票兼緊急連絡カード **秘**

令和6年4月1日現在

施設保管

ふりがな	たるい たろう	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日	平成(令和) 3・4・〇		
本児氏名	垂井 太郎		年齢 (R6.4.1時点)	2歳	血液型	A型 Rh <input checked="" type="radio"/> + <input type="radio"/> -
住所	垂井町 宮代2957番地の11 自治会名 (〇〇 自治会)	かかりつけ医院	【内科】	<input type="radio"/> 〇〇 内科 TEL 0584-00-0000		
			【外科】	<input type="radio"/> 〇〇 外科 TEL 0584-00-0000		
手帳	身体障害者手帳 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無)	自宅TEL	0584-00-0000			
	療育手帳 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無)	携帯TEL	父	090-0000-0000		
	精神障害者保健福祉手帳 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無)		母	080-0000-0000		

家族構成及び緊急連絡順位

家族構成	続柄	ふりがな氏名	生年月日	年齢	勤務先・学校・園名	電 話	緊急連絡順位	
本児以外の同居家族	父	たるい じろう 垂井 二郎	H4・〇・〇	31	(株)〇〇	携帯	090-000-0000	1
						勤務先	0584-00-0000	5
	母	たるい はなこ 垂井 花子	H5・〇・〇	30	〇〇〇(有)	携帯	080-000-0000	2
						勤務先	0584-00-0000	6
	兄	たるい ももこ 垂井 桃子	H29・〇・〇	7	〇〇小学校	携帯		
				..		勤務先		
					携帯			
同居家族以外	祖母	たるい はなよ 垂井 花代	S41・〇・〇	57		携帯	090-000-0000	3
						勤務先	0584-00-0000(自宅)	4
	祖父	たるい ごろう 垂井 五郎	S41・〇・〇	57	〇〇会社	携帯	090-000-0000	7
						勤務先	0584-00-0000	8

同居家族以外で緊急連絡先がありましたら記入。

同居家族以外も含め、緊急連絡先の順位を記入。

裏面もご記入ください。

本児の健康状況と生活状況について記入してください。

健康状況	<p>(該当するものすべてを○で囲んでください。その他の場合は具体的に記入してください。)</p> <p>出産 <input checked="" type="radio"/> 正・その他 () 出生体重 g 出生身長 cm</p> <p>栄養 (<input checked="" type="radio"/> 母乳 粉乳 混合) 離乳 (生後 年 月 日) 首すわり (生後 月 日)</p> <p>歩きはじめ (生後 月 日) ことばのはじめ (例) マンマ・ブーブー (生後 月 日)</p> <p>体質 (<input checked="" type="radio"/> 普通・虚弱・その他 ()) 主として育てた人 ()</p>									
	<p>アレルギーはありますか? (<input checked="" type="radio"/> 有 無)</p> <p>有と答えた方のみ、該当するものすべてを○で囲んでください。</p> <p>食物 <input checked="" type="radio"/> 卵 牛乳 小麦粉 大豆 その他 ()</p> <p>花粉 ハウスダスト ダニ その他 ()</p> <p>エビエン所持 (有 無) アナフィラキシー (有 無)</p>									
	<table border="1"> <tr> <td>耳の機能</td> <td><input checked="" type="radio"/> 正常 その他 ()</td> </tr> <tr> <td>目の機能</td> <td><input checked="" type="radio"/> 正常 その他 (近視・遠視)</td> </tr> <tr> <td>鼻の機能</td> <td><input checked="" type="radio"/> 正常 その他 ()</td> </tr> <tr> <td>かかりやすい病気</td> <td><input checked="" type="radio"/> ない ある ()</td> </tr> <tr> <td>蜂に刺された経験</td> <td><input checked="" type="radio"/> あり (1 回) なし</td> </tr> </table>	耳の機能	<input checked="" type="radio"/> 正常 その他 ()	目の機能	<input checked="" type="radio"/> 正常 その他 (近視・遠視)	鼻の機能	<input checked="" type="radio"/> 正常 その他 ()	かかりやすい病気	<input checked="" type="radio"/> ない ある ()	蜂に刺された経験
耳の機能	<input checked="" type="radio"/> 正常 その他 ()									
目の機能	<input checked="" type="radio"/> 正常 その他 (近視・遠視)									
鼻の機能	<input checked="" type="radio"/> 正常 その他 ()									
かかりやすい病気	<input checked="" type="radio"/> ない ある ()									
蜂に刺された経験	<input checked="" type="radio"/> あり (1 回) なし									
経歴	<p>(該当するものすべてを○で囲んでください。その他の場合は具体的に記入してください。)</p> <p>はしか 風疹 流行性耳下腺炎 水ぼうそう <input checked="" type="radio"/> 喘息 てんかん 脱臼 (部位) 肺炎 川崎病</p> <p>心臓病 (症状) その他 ()</p> <p>ひきつけ 熱けいれん (<input checked="" type="radio"/> 有 無) 有と答えた方のみ記入して下さい。 才頃 回</p>									
生活状況	<p>食べ物の好き嫌いは? ない <input checked="" type="radio"/> ある (好きな食べ物: お肉、じゃがいも 嫌いな食べ物: トマト、きゅうり)</p> <p>おむつやパンツについて 紙パンツ (昼 <input checked="" type="radio"/> 夜) 布パンツ (昼 <input checked="" type="radio"/> 夜)</p> <p>トイレに一人でいきますか? (和式・洋式 <input checked="" type="radio"/> おまる) いける (大 小) いけない (大 小) 間隔が近い: どの位の間隔で ()</p> <p>ことばで気になることは? ない ある ()</p> <p>就寝時間 夜 9 時頃 起床時間 朝 7 時頃 睡眠時間 約 10 時間</p> <p>これまでの就園状況 (施設名 垂井こども園) / 在園期間 1 年 月</p>									

母子手帳などを見て、わかる範囲で記入

子育てについて心がけてきたこと。教育方針。

お子さんの健康状態、生活面で特に注意してほしいこと。園への要望。

通園路。分かりやすい目印を書いてください。

↑ 北

特になければ「なし」と記入。

(ウ) 家族の状況を証明する書類 (保育認定の場合のみ)

認定事由	区 分	家族の状況を証明する書類
就 労	就労(自営親族経営以外)	・家族の状況証明書【就労用】 ※会社の証明が必要になります
	自営・親族経営	[全員] ・家族の状況証明書【就労用】 [本人が代表者の場合] ・前年の確定申告書B(第一表、第二表の写し) もしくは営業証明書等事業の運営状況が確認できる書類等の写し※開業して1年未満の場合は開業届の写しでも可 [本人以外が代表者の場合] ・就労先の健康保険証(市町村国民健康保険及び配偶者等の扶養に入っている保険証は不可)もしくは直近1か月の給与明細等就労状況がわかるものの写し [家族従事者(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者)] ・雇用証明書等雇用されていることがわかる書類 自営の手伝いは不可。あくまで就労のため雇用されていること
	農業	・家族の状況証明書【就労用】 ・農業申告をしている事業主の前年の確定申告書B(第一表、第二表の写し)
	内職	・家族の状況証明書【就労用】 ・支払い明細書の写し
出 産	すべての方 (産前6週間から産後8週間の期間の属する月まで)	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・母子健康手帳の表紙と出産予定日が分かるページの写し
障 が い	身体障害者手帳1・2・3級 療育手帳A・B 精神障害者保健福祉手帳1・2級	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・療育手帳(※1)
	その他	・家族の状況証明書【就労以外用】 医療機関の診断が必要です。(※2)
疾 病	すべての方	家族の状況証明書【就労以外用】 医療機関の診断が必要です。(※2)
同居親族(長期入院含む)の 介護・看護	身体障害者手帳1・2・3級 療育手帳A・B 精神障害者保健福祉手帳1・2級 要介護1・2・3・4・5	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・療育手帳 ・介護保険被保険者証の写し
	その他	・家族の状況証明書【就労以外用】 医療機関の診断が必要です。(※2)
災害復旧	すべての方	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・罹災証明書
求職活動	すべての方 (短時間認定及び3か月間のみ)	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・求職中に伴う保育利用申立書
就 学	すべての方	・家族の状況証明書【就労以外用】 ・在学証明書または合格通知の写し ・時間割の写し

※1 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、マイナンバー制度の情報連携により提出は不要です。

※2 「家族の状況証明書(就労以外用)」下部の診断書をご利用ください。

「家族の状況証明書【就労以外用】」は、該当者のお渡ししていますので、必要な方は、園または子育て推進課窓口にてお申し出ください。

保育認定による入園申込みの際には、上記の添付書類が必要になります。これらは、家庭において保育できない理由を確認するために必要な書類で、保護者(父、母)の方について提出していただきます。ただし、家族の構成や保育を必要とする理由など、家庭の状況によって必要な書類が異なります。(おじ、おば、祖父母、曾祖父母、同居の友人などは、原則として対象となりません。)

なお、入園調整において、「求職活動」での申込みは優先度が低いため、入園できない場合があります。

(工)垂井町収納金口座振替依頼書 記入例

※利用者負担額(保育料)、給食費、延長保育料が、原則、口座から引落としとなります。

※兄弟姉妹のこども園保育料・給食費が既に引落しされている場合は不要です。

※ハチスチルドレンズセンターを希望の場合は、別様式を提出していただきますので、通帳及び銀行印を園へご持参ください。

※ハチスチルドレンズセンターを希望の場合は不要です。園指定の別様式です。

垂井町収納金口座振替依頼書・自動払込利用申込書・変更届兼廃止届書 金融機関保管用
（ゆうちょ銀行を除く）

機関 御中 ※太枠内を記入してください。

口座から振替・自動払込により納付したいので、下記約定を確認の上、依頼（申込み）します。
 （申込み）する場合は、その者の同意を得ています。 令和〇年〇月〇日 届出

503 - 2100
 岐阜県不破郡垂井町宮代〇〇番地の〇〇

タ ル イ ジ ロ ウ 日中連絡の取れる連絡先
 （ 自宅 ・ 勤め先 ・ 携帯 ）

氏 名 ▲ 垂 井 二 郎 090 - 1234 - 0000

届出区分
 新規
 変更
 解約

金融機関 関 用 （ゆうちょ銀行を除く）

金融機関（ゆうちょ銀行除く）の場合

フリガナ タ ル イ ジ ロ ウ
 氏 名 垂 井 二 郎

口座お届印 **垂井**

金融機関コード 9 9 0 0

種別コード 9 9 0 0

通帳記号 1 0 0 0 0

通帳番号 (右づめで記入) 1 2 3 4 5 0 0 0

ゆうちょ銀行の場合

フリガナ タ ル イ ジ ロ ウ
 氏 名 垂 井 二 郎

口座お届印 **垂井**

口座名義人住所 (〒 503 - 2100)
 岐阜県不破郡垂井町宮代〇〇番地の〇〇

※ 振替（払込）開始日は、原則として依頼（申込）月の翌月以降の各税・料の納期限の日になります。

税(料)目 (該当するところに○)	振替方法 (どちらかに○)	通知書番号等	
町 県 民 税	一括・各期		
固 定 資 産 税	一括・各期	個人名義	共有名義 外 名 共有名義 外
軽 自 動 車 税	一括のみ	※ 納税義務者が所有する全ての車両が対象になります。	
国民健康保険税	一括・各期		
後期高齢者医療保険料	一括・各期		年度 期 3.0
介護保険料 (第1号被保険者)	一括・各期		年度 期 3.0
町営住宅使用料	毎月		年 月分 3.0
こども園保育料	毎月	こども園保育料に○を記入	年 月分 3.0
留守家庭児童教室保育料	毎月		年 月分 3.0
水 道 料 金	毎月	垂井町	年 月分 2.2
下 水 道 使 用 料	毎月	設置 垂井町	年 月分 2.2
農業集落排水処理施設使用料	毎月	場所 垂井町	年 月分 2.2
下水道事業受益者負担金	毎月	垂井町	年 月分 3.0

3枚とも銀行印を押印。
 ※印鑑照合するため、
 印影がはっきり分かる
 ように押印してください。

利用できる金融機関

○大垣共立銀行 ○十六銀行 ○大垣西濃信用金庫
 ○東海労働金庫 ○西美濃農業協同組合
 ○ゆうちょ銀行
 (ゆうちょ銀行を利用される場合は、この依頼書を、直接ゆうちょ銀行
 窓口へ提出してください。)

証印 印鑑照合 受付

非営利金融機関交付印又は
 取扱店日附印

(オ)長時間保育・延長保育利用申込書 記入例

保育標準時間認定を申請される方は、全員、提出が必要です。

なお、入園後、保育標準時間認定・保育短時間認定の方で、緊急的に延長保育が必要となった場合、ご利用の5日前までに「長時間保育・延長保育利用申込書」を各園にご提出ください。入園申込の時点で提出の必要はありません。

※認定区分について不明な場合は、入園受付にてご確認ください。

長時間保育・延長保育利用申込書

令和5年11月8日

垂井町長様

保護者は、9ページで記入した保護者と統一してください。

住所 垂井町 宮代2957番地の11

保護者氏名 垂井 二郎

長時間保育・延長保育の利用について、下記のとおり申し込みます。

第1希望の園名を記入。	記		
園名	垂井		こども園
園児名	垂井 太郎 (平成) 令和30年4月29日生(5歳児)	認定区分	(標準) 短時間
	平成・令和 年 月 日生(歳児)		標準・短時間

<保育標準時間認定の方(年間を通して長時間保育・延長保育が必要な場合)>

通勤手段	父	自動車	母	電車(8時30分垂井駅発 16時55分垂井駅着)
通勤時間		時間15分		時間35分

希望利用時間	平日	8:10 ~ 17:15	土曜日	: ~ :
	注) 支給認定申請書に記載した希望利用時間と同じ時間を記入してください。 <small>父母ともに土曜勤務等の保育を必要とする理由が必要</small>			
希望利用開始日	令和6年4月1日から			

※希望利用時間については、家族の状況証明書に記載の就労状況欄を確認させていただきます。その際に、ご家族の状況を聞き取りにてお伺いする場合がございます。

※勤務先通勤時間は、利用園から就労先までの実際にかかる通勤時間をご記入ください。

希望利用時間は、9ページで記入した希望利用時間と同じ時間を記入。
 <就労による長時間申請の場合>
 記入時間の目安は、就労時間開始(終業)時刻+通勤時間+時間外勤務のある方は1日の平均時間ですが、交通状況等で通勤時間が前後する可能性がありますのでその時間も考慮した時間を記入。

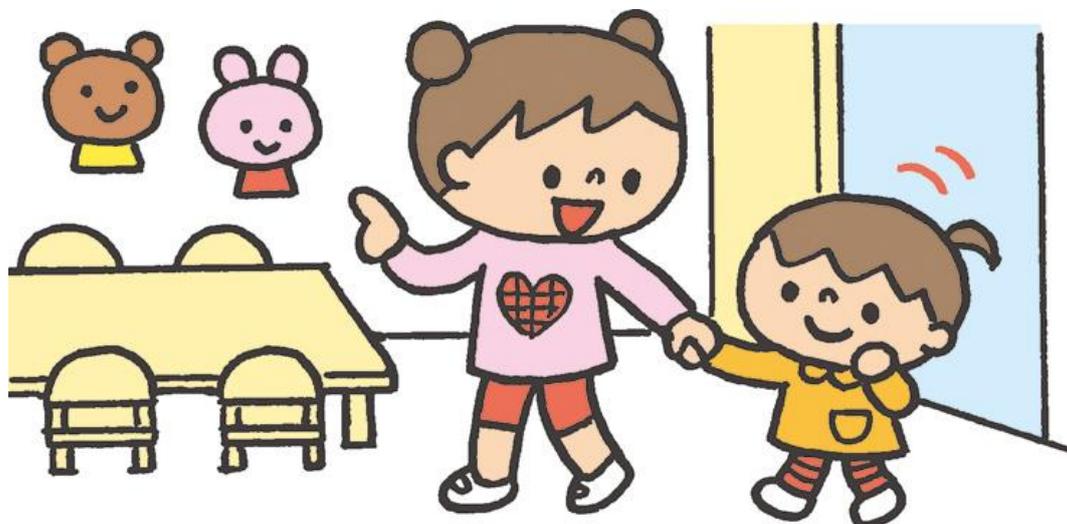
※保育標準時間認定を希望の方は、
 全員「長時間保育・延長保育利用申込書」の提出が必要になります。

(カ)マイナンバー確認に係る書類

必要書類	
① 父母のうち家計の主宰者の番号確認書類 (右記のいずれか)	○個人番号カード ○通知カード など
② 書類を提出に来られる方の身元確認書類 (右記のいずれか)	○個人番号カード ○運転免許証 ○パスポート ○在留カード ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 など <u>上記のいずれもない場合、以下の書類を2つ以上</u> ○健康保険被保険者証 ○年金手帳 ○福祉医療費受給者証 ○介護保険被保険者証 ○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書 など
③ ①と②が異なる方である場合、委任状 (右記のいずれか)	○委任状 (施設型給付費等支給認定申請書兼入所申込書の裏面にあります。10 ページ参照。)

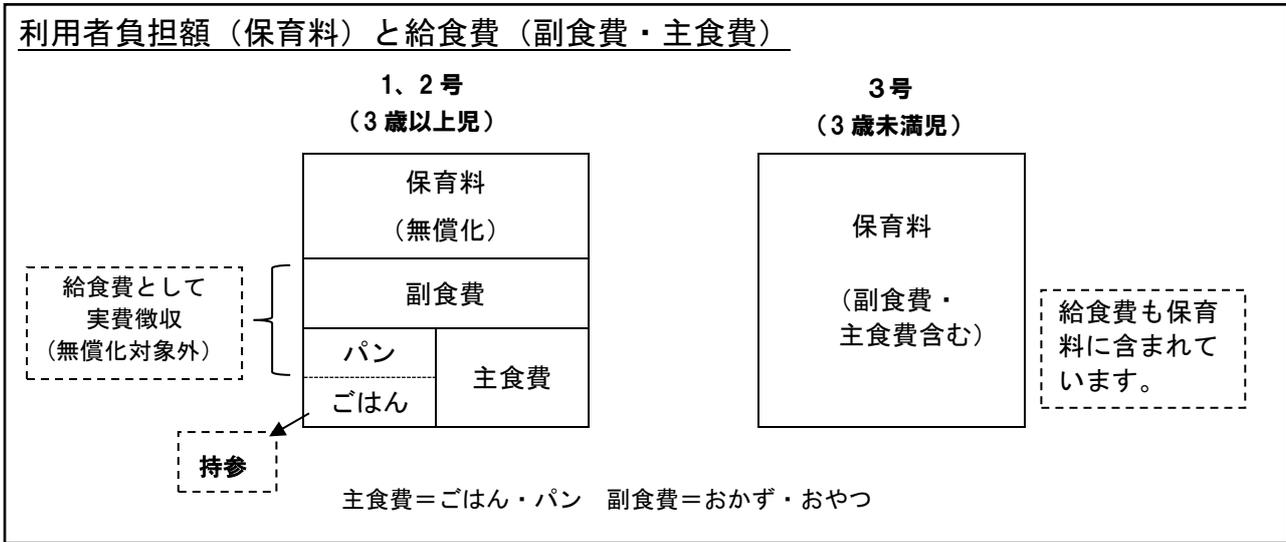
(キ)障がい児(者)在宅世帯の場合に必要な書類

必要書類
療育手帳の写し ※身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、マイナンバー制度の情報連携により提出は不要です。



7 利用者負担額と給食費

利用者負担額（保育料）と給食費（副食費・主食費）は、お子さんと生計を一にする父母及び生計の主事者である扶養義務者の方の市町村民税額合計によって階層別に決まります。



○利用者負担額の決定は、4月と9月の年2回行います。

○4月分から8月分までは令和5年度、9月分から翌年3月分までは令和6年度の市町村民税額に応じて決まります。

○利用者負担額については、P17～P19に記載のとおりですが、変更が生じる場合がございます。その際には、改めて周知します。

▶教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額等

・給食費基準表(公立・1号)

階層	各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	給食費(月額)
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
2	市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割の額のない世帯	
3	市町村民税所得割課税額の区分が右欄の区分に該当する世帯	77,101円未満
4		a 77,101円以上97,000円未満
		b 97,000円以上211,201円未満
5		211,201円以上

備考

- 公立園の1号認定の8月分給食費は徴収しません。
- 多子世帯の場合、4～第5階層と認定された世帯の利用者負担額は、生計を一にする満3歳から小学校3年生就学年齢までの範囲内の子どもが、複数人同時に、小学校(就学免除等により小学校に就学していない場合であっても、就学年齢と同一年齢であるときは、就学しているものとみなします。)、特別支援学校小学部に就学し、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部もしくは情緒障がい児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援、医療型児童発達支援もしくは地域型保育給付の対象事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)を利用している場合、第3子以降は無料とします。ただし、第4a階層の場合、18歳の年度末までの生計を一にする子が3人以上いる場合、その3番目の子以降は無料です。
- 別居の子どもであっても、生計が同じであれば年齢にかかわらず多子計算の対象児童となります。
- 保育料を算定する際の税額に、住宅借入金(取得)等特別控除、外国税額控除、配当控除、寄付金控除は適用されません。

▶保育認定(2・3号認定)の利用者負担額等

利用者負担額(保育料)は、原則、下記①の基準額表によって決まりますが、次の(ア)～(ウ)に該当する世帯(要保護世帯)の場合は②の基準額表が優先されます。

- (ア) ひとり親世帯等 (イ) 在宅障がい児(者)のいる世帯
 (ウ) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

①利用者負担額基準額表(3号認定) 一般

階層	各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
			3歳未満児(3号認定)	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0円	0円
2	市町村民税非課税世帯		0円	0円
3	48,600円未満		13,600円	13,400円
4	a	48,600円以上 57,700円未満	18,500円	18,200円
	b	57,700円以上 77,101円未満		
	c	77,101円以上 97,000円未満		
5	97,000円以上 169,000円未満		23,500円	23,100円
6	169,000円以上 301,000円未満		28,500円	28,000円
7	301,000円以上 397,000円未満		29,800円	29,300円
8	397,000円以上		29,800円	29,300円

備考 多子世帯の場合

3歳未満児

- 第3階層または第4 a階層の場合、第2子は半額、第3子以降は無料です。
- 第4 b階層から第8階層までの場合、生計を一にする小学校就学前の範囲内にある子どもが、複数人同時に、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部もしくは情緒障がい児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援、医療型児童発達支援もしくは地域型保育給付の対象事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無料とします。

ただし、第4 b階層または第4 c階層の場合、18歳の年度末までの生計を一にする子が3人以上いる場合、その3番目の子以降は無料です。

②利用者負担額基準額表(3号認定) 要保護世帯

階層	各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
			3歳未満児(3号認定)	
			保育標準時間	保育短時間
2	市町村民税非課税世帯		0円	0円
3	市町村民税所得割課税額の額が右欄の区分に該当する世帯		6,300円	6,200円
4	a	48,600円以上 57,700円未満	9,000円	9,000円
	b	57,700円以上 77,101円未満		

備考 多子世帯の場合

- 3歳未満児 ○第3階層から第4 b階層までの場合、第2子以降は無料です。

①②基準額表 共通備考

- 別居の子どもであっても、生計が同じであれば多子計算の対象児童となります。
- 0歳児の利用者負担額は、この表に定める利用者負担額に1万円を加えた額とします。ただし、子ども・子育て支援法施行令に定める額を限度とします。子ども・子育て支援法施行令に定める限度額については、子育て推進課へお問い合わせください。
- 保育料を算定する際の税額に、住宅借入金(取得)等特別控除、外国税額控除、配当控除、寄付金控除は適用されません。

・給食費基準額表(公立・2号認定)

階層	各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		給食費(月額)			
			3歳以上児(2号認定)			
			保育標準時間	保育短時間		
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0円			
2	市町村民税非課税世帯					
3	48,600円未満					
4	a	48,600円以上 57,700円未満				
	b	57,700円以上 77,101円未満				
	c	77,101円以上 97,000円未満				
5	97,000円以上 169,000円未満				4,500円	
6	169,000円以上 301,000円未満					
7	301,000円以上 397,000円未満					
8	397,000円以上					

備考

- 1 要保護世帯の方は第4b階層の場合、無料です。
- 2 第4b階層から第8階層までの場合、生計を一にする小学校就学前の範囲内にある子どもが、複数人同時に、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部もしくは情緒障がい児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援、医療型児童発達支援もしくは地域型保育給付の対象事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)を利用している場合、第3子以降は無料とします。ただし、第4b階層または第4c階層の場合、18歳の年度末までの生計を一にする子が3人以上いる場合、その3番目の子以降は無料です。

▶幼保連携型認定こども園ハチスチルドレンズセンターの給食費について

給食費(副食費)は月額4,000円です。また教材費(帽子、おたより袋、お誕生カード等)の徴収はありません。

▶その他のお知らせ

- 利用者負担額、給食費及び延長保育利用料の口座振替による引落日は、公立園においては毎月末日(12月分については25日)です。ただし、その日が土・日・祝日に当たる場合は翌日となります。(私立園は園にご確認ください)
- 支給認定通知書の記載事項に変更が生じた場合や世帯に異動があった場合、税の修正申告を行った場合は速やかにその旨を届け出てください。
- 公立園において、保育料の滞納が続く方については、垂井町からの児童手当支払時に、児童手当からの徴収(特別徴収)を実施します。

▶延長保育利用料(保育認定の方)

延長保育は、別途延長保育利用料が必要です。

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
保育標準時間認定	長時間保育	通常保育 (原則的な保育時間)	長時間保育	延長保育③	
保育短時間認定	延長保育①		延長保育②	延長保育③	

※園により最長保育時間等が異なります。

区分	利用料金	上限月額
長時間保育	別途徴収なし	
延長保育①(7時00分から8時30分まで)	150円/回	保育標準時間認定 4,000円
延長保育②(16時30分から18時00分まで)	150円/回	
延長保育③(18時00分から18時30分まで)	150円/回	保育短時間認定 4,500円
延長保育③(18時30分から19時00分まで)	150円/回	

※納付方法:公立園では、1ヶ月分を翌月末日に保育料等振替口座から振替により引落をします。



(1)認定こども園一覧表

園名等	受入年齢 (R.6.4.1時点) 上段:保育 下段:教育	所在地 (電話番号)	通常保育時間		最長保育時間 ※利用には申込が必要		
			月～金曜日 上段:保育 下段:教育	土曜日※ (保育のみ)	月～金曜日 上段:保育 下段:教育	土曜日※ (保育のみ)	
公立 保育所型	垂井こども園	2ヵ月～5歳	垂井町 1007-1 (0584-22-0217)	8:30～16:30	8:30～12:00 共同保育 保育場所は 垂井東こども園	7:00～19:00	7:00～17:30 共同保育 保育場所は 垂井東こども園
		3歳～5歳		9:00～14:00		8:15～14:00	
	垂井東こども園	2ヵ月～5歳	垂井町地蔵 2-41 (0584-22-4150)	8:30～16:30		7:00～19:00	
		3歳～5歳		9:00～14:00		8:15～14:00	
	宮代こども園	1歳～5歳	垂井町宮代 672-1-1 (0584-22-0693)	8:30～16:30		7:00～19:00	
		3歳～5歳		9:00～14:00		8:15～14:00	
	表佐こども園	1歳～5歳	垂井町表佐 1506 (0584-23-1298)	8:30～16:30		7:00～19:00	
		3歳～5歳		9:00～14:00		8:15～14:00	
	府中こども園	1歳～5歳	垂井町新井 709-3 (0584-22-0149)	8:30～16:30		7:00～19:00	
		3歳～5歳		9:00～14:00		8:15～14:00	
	岩手こども園	1歳～5歳	垂井町岩手 609-1 (0584-22-0417)	8:30～16:30		7:00～18:00	
		3歳～5歳		9:00～14:00		8:15～14:00	
私立 幼保連携型	ハチス チルドレンズ センター	垂井町栗原 1892-1 (0584-22-0612)	8:30～16:30	8:30～12:30	7:00～19:00	7:00～19:00	
			9:00～15:30		9:00～15:30		

通園区域	通園区域の指定はありません。 保護者の送迎が必要です。(ハチスチルドレンズセンターは通園バスがあります。)
------	--

入園できるお子さん

原則、垂井町に保護者・児童ともに住民登録がある方で2か月～就学前のお子さん。

クラス	対象児の生年月日
0歳児クラス※ ₁	令和 5年4月2日 ～
1歳児クラス	令和 4年4月2日 ～ 令和 5年4月1日
2歳児クラス	令和 3年4月2日 ～ 令和 4年4月1日
3歳児クラス※ ₂	令和 2年4月2日 ～ 令和 3年4月1日
4歳児クラス	平成31年4月2日 ～ 令和 2年4月1日
5歳児クラス	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日

※₁ 0歳児クラスは垂井こども園、垂井東こども園、ハチスチルドレンズセンターに設置しています。また、入園が可能となるのは、出生から2か月が経過した翌月からです。令和6年4月1日時点で入園対象となるのは、令和6年2月2日までに生まれたお子さんです。

※₂ ハチスチルドレンズセンターにおいて、満3歳が教育標準時間認定で入園可能となるのは、満3歳となった月の翌月からです。

(2)公立認定こども園の紹介

保育所型認定こども園 垂井こども園

保育・教育目標

ふるさと垂井が大好きな子

・元気に遊ぶ子 ・自己発揮できる子 ・思いやりのある子



保育所型認定こども園 垂井東こども園

保育・教育目標

ふるさと垂井が大好きな子

・やさしい子 ・げんきな子 ・がんばる子



保育所型認定こども園 宮代こども園

保育・教育目標

心豊かにやさしく元気な子

・心も体も元気な子 ・思いやりのある子 ・自分でみつけ遊べる子



保育所型認定こども園 表佐こども園

保育・教育目標

『ふるさと表佐』が大好きな子

・心身共に健康な子 ・友だちが好きな子 ・最後までがんばる子



保育所型認定こども園 府中こども園

保育・教育目標

明るく笑顔で元気な子

・心も体も元気な子 ・友だちが大好きな子 ・好きなことを見つける子



保育所型認定こども園 岩手こども園

保育・教育目標

ふるさとがすきな子

・ともだちがすき ・あそびがすき ・わたしがすき



公立認定こども園(教育標準時間認定) 1日のスケジュール

時間	子どもの活動(3~5歳児)
9:00~	登園 <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶をする ・持ち物の始末をする ・絵本や紙芝居を読んでもらう ・なかよし遊び 先生や友達、異年齢児と好きな遊びをする ・室内遊び 集団遊び、ごっこ遊び、リズム遊び、絵を描く、製作遊び ・戸外遊び 固定遊具・砂場、泥んこ遊び、栽培物(野菜・花)の世話、運動遊び、園外散歩等(夏のみ・・・プール遊び)
11:30	給食・・・トイレ、手洗い <ul style="list-style-type: none"> ・食後のうがい ・歯磨き ・休息
13:00	・なかよし遊び
13:30	・片付け <ul style="list-style-type: none"> ・おはなし ・絵本や紙芝居を読んでもらう ・手遊び、歌をうたう ・降園の準備をする
14:00	降園

公立認定こども園(保育認定)1日のスケジュール (通常保育の場合)

子どもの活動(0~2歳児)		子どもの活動(3~5歳児)	
8:30	登園 <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶をする ・持ち物の始末をする ・好きな遊びをする(ブロック、ままごとなど) 	8:30	登園 <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶をする ・持ち物の始末をする ・絵本や紙芝居を読んでもらう ・なかよし遊び 友達や異年齢児と好きな遊びをする ・室内遊び 集団遊び ごっこ遊び リズム遊び 絵を描く、製作遊び ・戸外遊び 固定遊具・砂場 泥んこ遊び 栽培物(野菜・花)の世話 運動遊び 園外散歩等 (夏のみ・・・プール遊び)
10:00	おやつ・・・トイレ、手洗い <ul style="list-style-type: none"> ・休息 ・絵本を読んでもらう、手遊びをする ・なかよし遊び 友達や異年齢児と好きな遊びをする ・室内遊び ごっこ遊び・リズム遊び 絵を描く、製作遊び ・戸外遊び 固定遊具・砂場 泥んこ遊び 園外散歩等 (夏のみ・・・プール遊び) 	11:30	給食・・・トイレ、手洗い <ul style="list-style-type: none"> ・食後のうがい・歯磨き ・休息
11:30	給食・・・トイレ、手洗い <ul style="list-style-type: none"> ・食後のうがい ・絵本や紙芝居を読んでもらう 	13:00	なかよし遊び ※午睡(13:00~15:00)期間 3歳児(通年) 4歳児(4月から10月) 5歳児(7月から8月) ○開始時期は入園後にお知らせします
13:00	午睡	15:00	おやつ・・・トイレ、手洗い <ul style="list-style-type: none"> ・降園の準備をする ・なかよし遊び
15:00	おやつ・・・トイレ、手洗い <ul style="list-style-type: none"> ・絵本や紙芝居を読んでもらう、手遊びをする ・降園の準備をする 	16:30	降園
16:30	降園	16:30	降園

(3) 私立認定こども園の紹介

幼保連携型認定こども園 ハチスチルドレンズセンター

保育・教育目標

- 1 人に優しい思いやりのある心豊かな人間形成を押し進める。
- 2 音楽や芸術の活動を通して創造的な表現力を養う。
- 3 英語活動を通して文化の多様性を理解し、国際感覚を身に付ける。



ハチスチルドレンズセンター(教育標準時間認定) 1日のスケジュール

	子どもの活動(3~5歳児)
9:00	登園(1日の出発の時間) ・挨拶、持ち物の始末 ・朝の奉仕活動 花や動物の世話 ・戸外遊び
9:40	体操の時間 ・リズムミックジム、マラソン
10:00	礼拝、朝の会
10:20	創造的経験を積む時間 (英語、音楽リズム、絵画、国語表現、自然科学全般) 戸外遊び
12:00	給食(正しい食事のマナーを身につける) うがい、歯磨き 休息 ・静かに絵本を読んだり、絵日記を書いたりする ・粘土、ブロック遊び ※午睡期間 3歳児(6月から9月) 4歳児(7月、8月) 5歳児(8月のみ)
13:00	戸外遊びの時間(運動遊び) グループ活動の時間 (造形、合奏、異文化体験) 日本の伝統文化を知る(茶道)
15:00	おやつ時間
15:15	1日の総括の時間 ・1日の出来事を人前で話す ・絵本を読んでもらう
15:30	降園

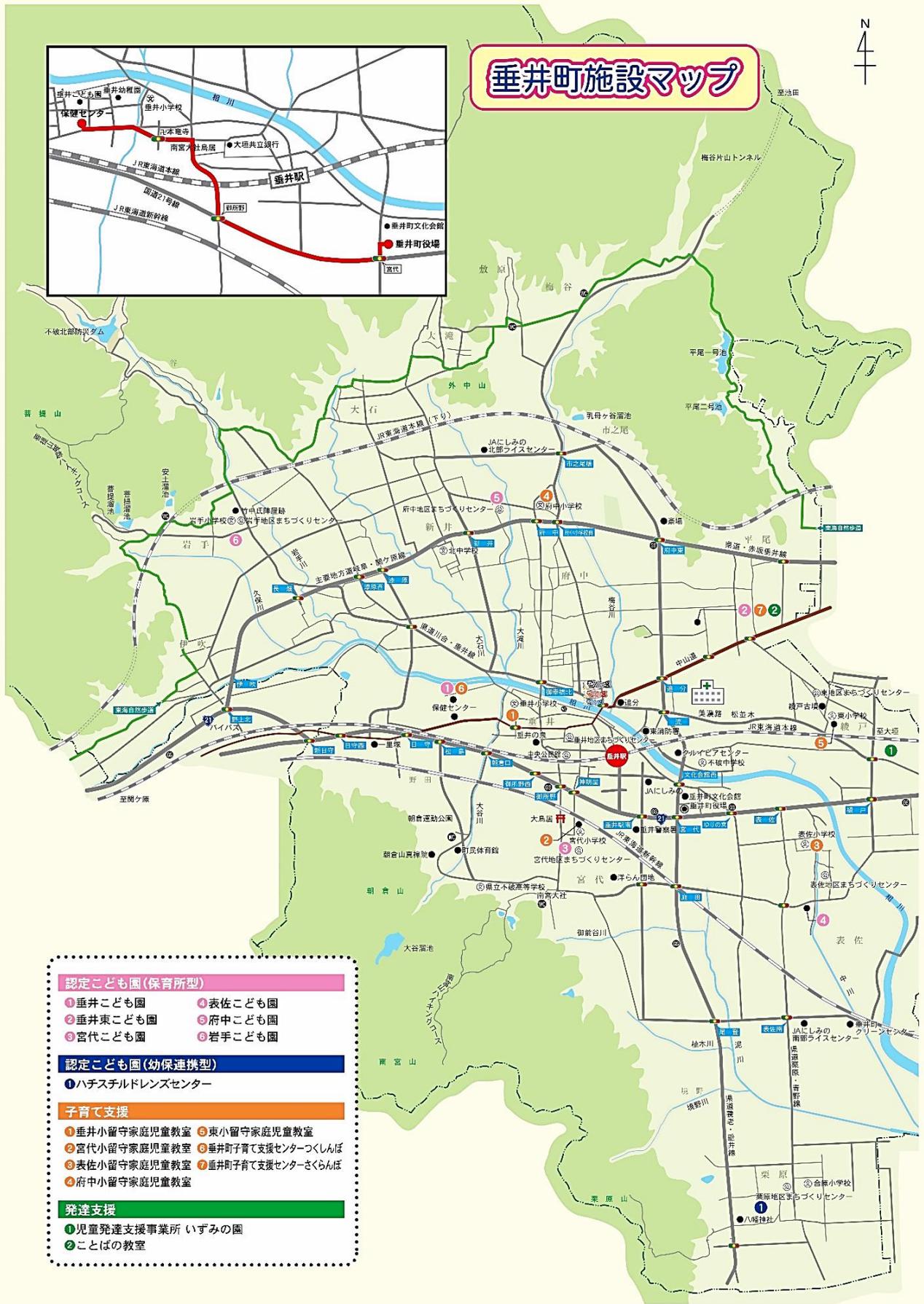
毎月1回、保護者のご協力のもと、科学教室、親子運動あそびを開催しています。

ハチスチルドレンズセンター(保育認定) 1日のスケジュール

子どもの活動(0~2歳児)		子どもの活動(3~5歳児)	
7:00	長時間保育(申込者のみ)	7:00	長時間保育(申込者のみ)
8:30	登園(1日の出発の時間) ・挨拶、持ち物の始末 ・戸外遊び	8:30	登園(1日の出発の時間) ・挨拶、持ち物の始末 ・朝の奉仕活動 花や動物の世話 ・戸外遊び
9:40	体操の時間 ・リズムミックジム ・礼拝	9:40	体操の時間 ・リズムミックジム、マラソン
9:50	おやつの時間 ・紙芝居 絵本を見る ・手洗い	10:00	礼拝、朝の会
10:30	グループ活動の時間 ・戸外遊び (砂遊び、ボール遊び、サーキットゲーム、鉄棒) ・室内遊び(絵を描く、製作をする) ・リトミック(リズム遊びをする) ・異文化に接する (ハロウィーン等の行事に参加する) ・散歩	10:20	創造的経験を積む時間 (英語、音楽リズム、絵画、 国語表現、自然科学全般) 戸外遊び
11:40	給食(正しい食事のマナーを身につける) 手洗い、歯磨き	12:00	給食(正しい食事のマナーを身につける) うがい、歯磨き 休息 ・静かに絵本を読んだり、 絵日記を書いたりする ・粘土、ブロック遊び ※午睡期間 3歳児(6月から9月) 4歳児(7月、8月) 5歳児(8月のみ)
12:30	自由遊びの時間 Hush a Bye を聴きながら静かに遊ぶ 手洗い	13:00	戸外遊びの時間(運動遊び) グループ活動の時間 (造形、合奏、異文化体験) 日本の伝統文化を知る(茶道)
12:40	お昼寝の時間		
15:00	おやつ時間	15:00	おやつ時間
15:20	お話の時間 絵本を見てみんなでお話する 帰りの挨拶	15:15	1日の総括の時間 ・1日の出来事を人前で話す ・絵本を読んでもらう
16:30	降園 ~19:00 長時間保育(申込者のみ)	16:30	降園 ~19:00 長時間保育(申込者のみ)

毎月1回、保護者のご協力のもと、科学教室、親子運動あそびを開催しています。

(4)子育て関連施設の配置図



問合せ

園生活については

各認定こども園

入園、退園、保育料などについては

垂井町役場 子育て推進課 子育て支援係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11

TEL 0584-22-7507(直通)

こども園に関するページ

